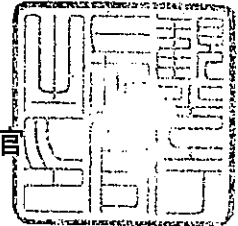




観 観 産 第 4 1 1 号  
平成 2 8 年 1 0 月 3 1 日

京都府知事 殿

観光庁長官



道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、国土交通省では「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」を設置のうえ、再発防止策について徹底的に検討し、本年6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を取りまとめたところです。

これを受け、今般自動車局より、別添写しのとおり、「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項の運送引受書の記載事項を定める告示」（平成24年国土交通省告示第769号）が改正され、一般貸切旅客自動車運送事業者が届出を行う運賃及び料金を基に算定した当該運送に係る運賃及び料金の上限及び下限額を記載することとなったことから、「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の交付について（平成26年3月26日付け国自旅第622号）」の参考様式を改正することとなったとの通知がありましたのでお知らせします。

また、これに伴い、「高速ツアーバス等を企画・実施する旅行業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重大な事項について（平成24年6月29日付け観観産第132号）」を別紙のとおり改正するので通知します。

つきましては、一般社団法人日本旅行業協会及び一般社団法人全国旅行業協会非加盟の旅行業者等（旅行業法（昭和27年7月18日法律第239号）第11条の2に規定する旅行業者等を言う。）に対し、当該者が貸切バス事業者運行のバスを利用して旅行を企画・実施する際には、本通達によることとされるよう、ご周知いただきますことよろしくお願いいたします。